

最高裁秘書第2249号

令和5年9月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書不開示通知書

令和5年2月12日付け（同月14日受付、第040547号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和元年5月1日以降に法務省に送付した、司法研修所検察教官に関する人事異動通知書（送り状を含む。）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、廃棄済みである。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）